

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者等の支援

鳥栖市独自の 緊急経済対策事業

鳥栖市では新型コロナウイルス感染症における緊急経済対策を実施します。

事業者向けの支援

1 緊急事業支援給付金

緊急的な給付金で、事業者の事業継続、経営安定化を支援します。

法人等 **30**万円(上限)

個人事業主 **15**万円(上限)

2 飲食店テイクアウト 応援事業補助金

テイクアウトを新たにまたは拡充して実施する飲食店に補助金を交付します。

補助限度額 **8**万円

補助率 対象経費の**4/5**以内

3 中小企業小口資金融資

暫定的に運転資金の貸付について、制度の拡充と要件を緩和し、市内中小企業者の資金繰りの改善と業績の回復を支援します。

貸付限度額

1,000万円 ▶ **2,000**万円

貸付期間

5年以内 ▶ **10**年以内

労働者向けの支援

4 勤労者福利厚生資金 利子等補給金

鳥栖市勤労者福利厚生資金の返済開始後12月以内に限り、利子と保証料を全額補給します。

返済開始後1年間

利子・保証料を補給